

利用者負担額 基準額表

保育を実施する児童の属する階層区分		徴収金額（月額）（単位：円）		
階層	定義	3歳未満	3歳	4歳以上
		標準時間 （短時間）	標準時間 （短時間）	標準時間 （短時間）
第1	生活保護世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第2	市町村民税非課税世帯	6,000 (5,000)	4,000 (3,000)	4,000 (3,000)
第3	所得割課税額 48,600円未満	14,000 (13,000)	12,000 (11,000)	12,000 (11,000)
第4 A	所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	22,000 (21,000)	19,000 (18,000)	19,000 (18,000)
第4 B	所得割課税額 57,700円以上 77,101円未満	22,000 (21,000)	19,000 (18,000)	19,000 (18,000)
第4 C	所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	22,000 (21,000)	19,000 (18,000)	19,000 (18,000)
第5	所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	32,000 (31,000)	27,000 (26,000)	24,000 (23,000)
第6	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	43,000 (42,000)	27,000 (26,000)	24,000 (23,000)
第7	所得割課税額 301,000円以上	50,000 (49,000)	27,000 (26,000)	24,000 (23,000)

備考

- 1 同時に保育施設、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、児童心理治療施設等へ入所又は児童デイサービスを利用しているお子さんが2人いる場合は、下の子が利用者負担額の半額となり、3人以上いる場合は、下の3人目以降の子が0円となります。なお、第3子以降については、同時入所でなくても申請をすることにより免除を受けられる場合があります。
- 2 徴収金額における年齢区分は、年度当初の初日の前日を基準とした年齢になります。
- 3 世帯の課税額は、お子さんの保護者の課税額の合計となります。